

## 納めていただいた国民年金保険料は、すべて社会保険料控除の対象になります

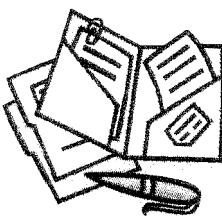


国民年金保険料は、所得税等を算出する際に全額が社会保険料控除の対象として課税所得から差し引かれます。控除の対象となるのは今年1月から12月までに納められた保険料の合計です。

過去に納め忘れていた期間や、免除を受けていた期間の保険料を納めた場合、また、家族の保険料を納めた場合も控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際は、社会保険庁が発行する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、または、領収証書が必要です。

控除証明書が届かない場合、ま



たは、紛失された場合は、草津社会保険事務所（国民年金業務課）で再発行の手続きをしてください。

社会保険庁からの発送時期は11月上旬の予定です。平成19年1月から9月までに国民年金保険料の納付がある方が送付対象となります。

### ◆問い合わせ先

草津社会保険事務所 国民年金業務課

☎077-567-2220

住民課 保険年金担当 ☎⑤6571 有線⑤7784



## 健康づくりに温泉を活用しましょう！



### 「ゆ」カードを使ってお湯めぐり…



#### 優待サービスの受け方

国民健康保険加入者と老人保健受給者が利用できるサービスです。

お湯めぐりパンフレットをご覧いただき、指定の施設をご利用時に「ゆ」カードを持参して提示してください。

各協力施設で割引のサービスやスタンプが受けられます。



#### 新しい「ゆ」カードをもらうには？

「ゆ」カードは、新しい国民健康保険証と一緒にお配りしました。カードが足りない場合や失くした場合など、新しいカードが必要な方には、住民課の窓口でお渡ししています。



#### カードがいっぱいになれば健康グッズをプレゼント

「ゆ」カードがいっぱいになったら、住民課の窓口へお持ちください。お持ちいただいたカードの中から、半年に1回抽選で健康グッズ（体脂肪計、歩数計、圧力鍋などから1点）をプレゼントします。

「温泉」は、日常生活から開放され、心身ともにリフレッシュできます。また、生活習慣病予防としても注目されています。

あなたも、楽しみながら健康づくりに温泉を活用してみませんか？



### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎⑤6571 有線⑤7784